

平成 20 年 2 月 13 日（水）

食品による薬物中毒事案に関する関係省庁連絡会議

1. 事案の概要

（1）現在の被害者の状況

中国産冷凍ギョウザを食べて有機リン中毒（メタミドホス）と確定した患者数は 10 名（千葉県 7 名，兵庫県 3 名）であり，昨日の公表から変化はない。

中国産冷凍ギョウザによる健康被害が公表された 1 月 30 日以降に都道府県等にあった相談・報告については，調査の結果，神経症状などの有機リン系農薬による中毒症状がないことなどにより，全て有機リン中毒が否定されている（有機リン中毒が否定された事例数 5，209 名）。

（2）これまでの事案の概要

千葉県第 1 事案（警察認知日 平成 20 年 1 月 25 日）

平成 19 年 12 月 28 日，千葉県稲毛区において，中国製の冷凍餃子を食べた 2 人がおう吐等の健康被害を訴える事例が発生した。

当初 1 名が 1 日入院していたが，現在は退院している。

千葉県第 2 事案（警察認知日 平成 20 年 1 月 23 日）

平成 20 年 1 月 22 日，千葉縣市川市において，中国製の冷凍餃子を食べた 5 人がおう吐等の健康被害を訴える事例が発生した。

5 人入院，うち，1 人が重篤，4 人が重症であったが，重症の 4 人については快方に向かっている。また，2 月 6 日，主治医より重篤の 1 人も快方に向かっているとの発言があった。

兵庫県事案（警察認知日 平成 20 年 1 月 6 日）

平成 20 年 1 月 5 日，兵庫県高砂市において，中国製の冷凍餃子を食べた 3 人がおう吐等の健康被害を訴える事例が発生した。

3 人とも入院していたが，3 人の健康被害者は平成 20 年 1 月 25 日までに退院した。

2. これまでの対応（政府）

2月8日（金）

1. 内閣官房・内閣府

・関係閣僚会合の開催

（1）今後の再発防止策について協議し、以下の検討方針を決定した。

ア 情報の一元化・集約体制の強化

現場の窓口機関から本省への報告ルールの見直し

情報共有システムの改善

事業者が把握した情報の行政の報告ルールの確立

イ 輸入加工食品の安全確保策の強化

・「国内におけるメタミドホスの状況について」を公表した。

食品安全委員会

（1）食品安全委員会のホームページに、ジクロールボスについての科学的知見等を取りまとめたハザード情報シートを公開した。

2. 警察庁

（1）有機リン系薬物であるジクロールボスが検出された事案で、福島県警察で当該餃子について鑑定した結果、ジクロールボス等が検出された旨の広報を行った。

3. 外務省

（1）7日付の中国各紙で、「日本の訪中団は、ギョウザ生産工場に異常がなかったと表明した」旨報じられたことから、事実関係（今後、関連の資料を更に精査する必要があり、異常がなかったという断定的な表現は正確なものではない）を説明した書簡を、梅田・在中国日本国大使館公使名で人民日報等に送付し、注意喚起を行った。

4. 文部科学省

（1）昨年11月以降の学校給食における天洋食品製造の製品の使用状況等について、調査結果の確定版を文部科学省のホームページに掲載した。

2月7日（木）

1. 内閣官房・内閣府

・関係省庁連絡会議の開催

・関係省庁担当課長会議の開催

・中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害に係る日本側調査団夜、帰国し、記者会見を行った。

食品安全委員会

(1) 食品安全委員会第 225 回会合において、食品による薬物中毒事案に関する関係省庁連絡会議資料に基づき、本事案の状況等について報告した。

2. 警察庁

(1) 兵庫県警察において、これまでメタミドホスが検出された商品と同種、同一時期に製造された押収商品 2 袋の鑑定を実施したところ、うち 1 袋については、パッケージの外表面及び内面から、もう 1 袋については、パッケージの外表面から、メタミドホスが検出された事実を広報した。

2月6日(水)

1. 内閣官房・内閣府

・中国産冷凍ギョウザ問題に係る中国訪日団との協議(第3回)

中国産冷凍ギョウザ問題について前2回行った協議の総括を行い、会議終了後日中合同記者会見を行った。

・中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害に係る日本側調査団

午前中に河北省公安局と意見交換を行った。その後、北京に移動し、国家質量監督検査検疫総局と総括的な協議を行った。

2. 警察庁

(1) 昨日、有機リン系薬物であるジクロルボスが新たに検出された事実が認められたことを受け、警察庁において、各都道府県警察に対し、食品による薬物中毒事案に係る検査・鑑定等を行う場合には、メタミドホスのみならず、ジクロルボスその他の有毒薬物についても十分留意するよう、文書で指示した。

3. 外務省

(1) 昨日に引き続き、日本側調査団の現地アレンジについて、中国側と連絡・調整した。

4. 文部科学省

(1) 昨年11月以降の学校給食における天洋食品製造の製品の使用状況等について、調査結果の暫定集計版(2月5日17時現在)を文部科学省のホームページに掲載した。

(2) 集計の確定版を公表するとともに、各都道府県教育委員会等に対し、本事案に関する新たな情報を得た場合は、速やかに提供する旨周知した。

5. 厚生労働省

(1) 世界保健機関(WHO)等に事例概要(第2報)を情報提供した。

(2) 日本医師会に対し、ジクロルボス検出事案について情報提供し、引き続き関連事例の通報を要請した。

2月5日（火）

1．内閣官房・内閣府

- ・中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害に係る日本側調査団
午前中に国家質量監督検験検疫総局と意見交換を行った。その後，石家庄に移動し，午後は河北省検験検疫総局並びに河北省政府との意見交換，天洋食品工場の現地調査を行った。
- ・関係省庁担当課長会議の開催
新たに回収済みの冷凍食品よりジクロールボスが検出されたことを受け，情報の共有等を行った。

食品安全委員会

- (1)ジクロールボスについての概要をとりまとめ直ちに食品安全委員会のホームページに掲載するとともに，メタミドホスについての科学的知見等を取りまとめたハザード情報シートを公開した。

2．外務省

- (1)日本側調査団の現地アレンジについて，中国側と連絡・調整を行った。
- (2)北京で，邦人安全対策連絡協議会を開催した。

3．警察庁

- (1)警察庁において，関係都道府県警察における捜査会議を開催し，捜査方針等につき協議し，全国警察総力を挙げての捜査の推進等を指示した。
- (2)捜査会議を受け，千葉県警察及び兵庫県警察において，中国製冷凍餃子への薬物混入による殺人未遂等容疑事件共同捜査本部を設置し，両県警察において共同捜査を開始した。

4．文部科学省

- (1)昨年11月以降の学校給食における天洋食品製造の製品の使用状況等について，調査結果の暫定集計版（2月4日21時現在）を文部科学省のホームページに掲載した。
- (2)当日17時現在の暫定集計版を公表するとともに，再度，各都道府県教育委員会等に対し，安全性が確認されるまでの間，当該製品の使用を控え，学校給食で使用する食品の安全性の確保に万全を期すよう要請した。

5．厚生労働省

- (1)加工食品中に高濃度に残留するメタミドホスの試験法を都道府県，検疫所等関係機関に示した。
- (2)ジクロールボス検出事案を踏まえた健康被害事例の報告及び回収製品等の検査等を都道府県等に指示した。

2月4日(月)

1. 内閣官房・内閣府

・関係閣僚会合の開催

・中国産冷凍ギョウザ問題に係る中国訪日団との協議(第2回)

中国産冷凍ギョウザ問題について中国訪日団と引き続き協議を行った。

・中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害に係る日本側調査団を派遣した。

2. 警察庁

(1) 兵庫県警察において、外表面からメタミドホスが検出された押収商品6袋の鑑定を継続しているところ、パッケージに穴が空いていない5袋のうちの1袋のパッケージの内面及び餃子の皮から、メタミドホスを検出した事実を広報した。

3. 厚生労働省

(1) 加工食品中に高濃度に残留するメタミドホスの試験法を都道府県、検疫所等関係機関に示した。

4. 文部科学省

(1) 昨年11月以降の学校給食における天洋食品製造の製品の使用の有無、当該製品に起因したと疑われる健康被害の発生の有無について、調査結果の暫定版を公表した。

2月3日(日)

1. 内閣官房・内閣府

・関係省庁連絡会議の開催

・中国産冷凍ギョウザ問題に係る中国訪日団との協議

中国産冷凍ギョウザ問題について中国訪日団と協議を行った。

2. 警察庁

(1) 兵庫県警察において、これまでメタミドホスが検出された商品と同種、同一時期に製造された押収商品6袋の外側よりメタミドホスを検出し、6袋のうち1袋には表面に穴が空いている事実を広報した。

2月2日(土)

1. 警察庁

(1) 千葉県警察において、これまでメタミドホスが検出された商品と同種、同一時期に製造された餃子2袋につき、各袋から1つずつ任意に取り出した餃子2個及び各袋の内面を検査したところ、いずれも、メタミドホスは検出されなかった事実を広報した。

- (2) 兵庫県警察において、これまでメタミドホスが検出された商品と同種、同一時期に製造された商品 8 袋につき、パッケージ、トレイ、餃子を検査したところ、メタミドホスは検出されなかった事実を広報した。

2月1日(金)

1. 内閣官房・内閣府

・関係省庁連絡会議の開催

国民生活局

- (1) 「食品による薬物中毒事案の発生防止策について」(内閣府，厚生労働省，農林水産省連名)を食品関連団体へ発出した。
- (2) 各都道府県・政令指定都市に対し、食品による薬物中毒事案と思われる苦情相談等が消費者生活センター等によせられた場合は国民生活センターに迅速に情報提供するよう協力を依頼した。
- (3) 国民生活センターにおいて、土日に消費者からの相談窓口を開設。各都道府県・政令指定都市に対し、消費生活センター等の相談窓口を土日に開くことを要請した。

2. 警察庁

- (1) 千葉県警察において、千葉県第 1 事案において未調理であった冷凍製の餃子を検査した結果、餃子の皮及び内容物から有機リン系薬物(メタミドホス)が検出された事実を広報した。
- (2) 兵庫県警察において、兵庫県事案において中国製の冷凍餃子のパッケージの表面に小さな穴が空いている事実について広報した。

3. 外務省

- (1) 外務省海外安全ホームページで、海外に渡航・滞在する邦人に対し、注意喚起を促す広域情報を発出した。

4. 厚生労働省

- (1) 厚生労働省電話相談窓口を開設した。
- (2) 食中毒届出及び報告事務の徹底について都道府県等に指示した。
- (3) 「食品による薬物中毒事案の発生防止策について」(内閣府，厚生労働省，農林水産省連名)を食品関連団体へ発出した。
- (4) 社会福祉施設等に対して本事例を踏まえて食品の安全性の確保等について注意喚起を行った。

5. 農林水産省

- (1) 「食品による薬物中毒事案の発生防止策について」(内閣府，厚生労働省，農林水産省連名)を食品関連団体へ発出した。

(2) 土曜日・日曜日における消費者相談窓口での対応

「消費者の部屋」(農林水産省本省及び地方農政局, (独)農林水産消費安全技術センター), (社)日本冷凍食品協会において, 平日だけでなく土日も対応することとした。

1月31日(木)

1. 内閣官房・内閣府

- ・ 関係閣僚会合の開催
- ・ 関係省庁連絡会議の開催

国民生活局

- (1) 各消費生活センターの相談窓口寄せられている情報について把握するため, 各都道府県・政令指定都市に対し, 中国産冷凍餃子が原因と疑われる健康被害に係る消費生活相談事例に関する緊急調査を実施した。
- (2) 各都道府県・政令指定都市に対し, 消費者に対し, 事案の概要, 製造業者名, 商品名等の必要な情報について 積極的に情報提供するよう協力を依頼した。
- (3) 国民生活センターのホームページにおいて, 消費者に対する注意を喚起した。

食品安全委員会

- (1) 国民からの問い合わせ等への対応として食の安全ダイヤル, 食品安全モニター報告において, 本事案に関連する問い合わせに対応した。
- (2) 食品安全委員会第224回会合において, 本事案の概要を報告した。

2. 警察庁

- (1) 千葉県警察において, 千葉県第1事案において中国製の冷凍餃子を食べた方の吐き出した餃子(吐瀉物)について検査した結果, 有機リン系薬物(メタミドホス)が検出された事実を広報した。
- (2) 兵庫県警察において, 兵庫県事案において中国製の冷凍餃子を食べた方の胃内容物について検査した結果, 胃洗浄液から有機リン系農薬(メタミドホス)が検出された事実を広報した。

3. 外務省

- (1) 何亜非(カ・アヒ)中国外交部部長助理による高村外務大臣表敬において, 高村大臣から, 食の安全は日中両国民にとって重要な関心事項である旨述べ, 原因究明と再発防止に係る中国側の協力を要請した。
- (2) 香川・在中国日本国大使館公使が王大寧・中国国家質量監督検疫総局輸出入食品安全局長と意見交換し, 中国側がとった措置について聴取した。

4. 文部科学省

- (1) 各都道府県教育委員会等に対し,

天洋食品製造のすべての製品について、安全性が確認されるまでの間、学校給食において当該製品の使用を控えるよう要請した。

昨年11月以降の学校給食における当該製品の使用の有無、当該製品に起因したと疑われる健康被害の発生の有無について、2月4日(月)までに報告するよう依頼した。

5. 厚生労働省

- (1) 天洋食品製造冷凍食品(餃子以外)の販売中止を要請、輸入者名等を公表した。
- (2) 都道府県等相談窓口及びQ & A等を公表した。
- (3) 日本医師会に関連事例の通報を要請した。
- (4) 世界保健機関(WHO)等に事例概要を情報提供した。

6. 農林水産省

- (1) 商品の巡回点検(地方農政局等)
地方農政局長等に対して「中国産冷凍餃子食中毒に係る緊急巡回点検の実施について」(消費・安全局長通知)を発出し、被害の拡大防止を図る観点から、対象商品を取り扱っている店舗に緊急巡回点検を実施するよう指示した。
- (2) 中国における農薬使用実態の把握
在日中国大使館を通じて中国政府に対し、中国での農薬登録や使用の状況(生産量、出荷量等)に関する情報提供を求めるとともに、外務省と連携して在中国日本大使館に当該情報を収集するよう調査訓令を発出した。
- (3) 対応窓口の設置・情報提供(関係業界団体)
関係閣僚会合申し合わせ(1月31日)に従い、社団法人日本冷凍食品協会に対し、「被害拡大防止のための対応窓口の設置及び情報の提供について」(総合食料局長通知)を発出した。
日本冷凍食品協会品質管理部内に「中国産冷凍餃子が原因と疑われる健康被害に関する相談窓口」が設置された。
- (4) 消費者相談の実施(本省・地方農政局等)
「消費者の部屋」(本省、地方農政局、(独)農林水産消費安全技術センターに設置(56ヶ所))等において消費者からの相談を受付けた。

1月30日(水)

1. 内閣官房・内閣府

- ・ 関係省庁局長会議の開催(深夜)

食品安全委員会

- (1) 委員会ホームページにおいて、関係機関、関係事業者の情報にリンクを貼り

随時更新を行うとともに、メタミドホスについて科学的情報を提供した。

2．警察庁

- (1) 被害拡大防止のための広報を行った（午後 4 時）。
- (2) 刑事局捜査第一課から、全国の都道府県警察に対し、過去に同種事案の発生があればその旨と事実関係及び今後認知した場合の警察庁への即報について文書で指示した。

3．文部科学省

- (1) 各都道府県教育委員会等に対し、事件の発生を周知するとともに、学校給食で使用する食品について、安全性の確保に万全を期すよう要請した。

4．厚生労働省

- (1) 中国産冷凍餃子が原因と疑われる健康被害事例発生を公表及び記者会見等を通じて消費者への注意を喚起した。
- (2) 消費者への注意喚起等を都道府県等に通知した。
- (3) 天洋食品製造冷凍餃子の販売中止及び輸入自粛を要請した。
- (4) 中国政府に対し混入経路等調査を要請した。
- (5) 天洋食品製造餃子の輸入者名等を公表した。

5．農林水産省

- (1) 情報提供を受けたその日に、輸入事業者による中国産冷凍餃子の回収等について、地方農政局等を通じて、関係業界に周知するとともに、外食・中食・卸・小売等関係事業者団体に対し、以下の対応を行うことを要請した。
 - ア 当該製品等の取扱の中止と自主回収への協力を行う。
 - イ 当該製品と同一の工場で製造された製品や原材料の有無についての点検を行う。

3. 今後の対応（政府）

1. 内閣官房・内閣府

国民生活局

引き続き、国民生活センターや消費生活センター等を通じ消費者への情報提供を行う。

食品安全委員会

引き続き、最新情報の提供と問い合わせへの対応を行う。

事態の推移に応じて食品安全委員会から必要な科学的知見の提供を行う。

2. 警察庁

事案の真相解明のため、両県警察において鑑定や関係者の聴取等の捜査活動を推進する。

捜査活動等により判明した事実は、被害の拡大防止の観点から、可能な限り関係機関及び国民に対して情報提供する。

3. 厚生労働省

被害拡大の防止

- ・事案の概要及び製造者名等の情報を引き続き積極的に提供を行う。
- ・相談窓口において引き続き国民からの問合せに対応する。

原因の究明

- ・回収品等分析や中毒患者発生状況の分析などにより、当該薬物の混入経路の解明等に原因究明等を進める。

再発防止策の検討

- ・今回の事案における自治体等の対応状況、報告及び情報共有等の状況を詳細に点検を行い、同様の事案の再発防止策の検討を進める。

4. 農林水産省

「消費者の部屋」等において消費者からの相談を受け、適切に対応する。

関係業界に対して引き続き情報を提供するとともに、情報を聞き取り、厚生労働省等の関係機関に連絡・共有する。

対象商品を取り扱っている店舗に緊急巡回点検を引き続き実施し、厚生労働省等の関係機関に連絡・共有する。

中国における農薬使用実態について在中国日本大使館等を通じて情報を収集する。

中国産冷凍ギョウザによる健康被害が公表された日(1月30日)以降に 都道府県等にあった相談・報告数について

(平成20年2月13日 15時 時点)

	有機リン中毒が 確定した患者数 ^{注1)}	有機リン中毒が疑われ、現在 調査を行っている事例数 ^{注2)}		有機リン中毒が否定された事例数		
		入院あり	入院なし	医療機関の 受診あり ^{注3)}	医療機関の 受診なし ^{注3)}	その他 ^{注4)}
北海道	0	0	0	28	54	56
青森県	0	0	0	36	137	14
岩手県	0	0	0	1	6	4
宮城県	0	0	0	5	18	37
秋田県	0	0	0	7	15	13
山形県	0	0	0	5	5	12
福島県	0	0	0	15	42	34
茨城県	0	0	0	35	111	68
栃木県	0	0	0	17	34	5
群馬県	0	0	0	16	13	45
埼玉県	0	0	0	108	144	62
千葉県	7	0	0	47	143	39
東京都	0	0	0	72	95	351
神奈川県	0	0	0	35	38	92
新潟県	0	0	0	6	16	33
富山県	0	0	0	0	0	2
石川県	0	0	0	6	11	6
福井県	0	0	0	0	1	4
山梨県	0	0	0	7	12	11
長野県	0	0	0	7	3	1
岐阜県	0	0	0	6	6	92
静岡県	0	0	0	15	37	16
愛知県	0	0	0	40	88	19
三重県	0	0	0	3	17	33
滋賀県	0	0	0	17	26	92
京都府	0	0	0	14	35	221
大阪府	0	0	0	66	117	352
兵庫県	3	0	0	43	94	44
奈良県	0	0	0	12	17	64
和歌山県	0	0	0	1	8	10
鳥取県	0	0	0	1	7	0
島根県	0	0	0	0	0	2
岡山県	0	0	0	11	13	2
広島県	0	0	0	19	38	42
山口県	0	0	0	3	2	12
徳島県	0	0	0	8	14	19
香川県	0	0	0	7	12	12
愛媛県	0	0	0	5	8	17
高知県	0	0	0	4	10	10
福岡県	0	0	0	55	102	97
佐賀県	0	0	0	0	0	41
長崎県	0	0	0	7	41	141
熊本県	0	0	0	17	41	48
大分県	0	0	0	27	62	27
宮崎県	0	0	0	15	47	55
鹿児島県	0	0	0	19	46	50
沖縄県	0	0	0	31	117	0
小計	10	0	0	899	1903	2407
				計 5209		

注1) 次のすべてに該当する事例

- 1) 神経症状などの有機リン系農薬による中毒症状があること
 - 2) 血中のコリンエステラーゼ活性の低下が認められること
 - 3) 吐瀉物または食品等からメタミドホスの検出があること
- ※ ただし千葉県のうち2例については、2)は検査未実施であるが、1)及び3)の因果関係が明らかと考えられ、確定とした。

注2) 神経症状などの有機リン中毒を疑わせる症状が認められる事例

注3) 訴えはあるものの、臨床診断や検査結果等により否定された事例

注4) 中国産冷凍ギョウザ等に関連した相談

輸入食品等に係る相談件数

(2月13日に消費者相談窓口寄せられた相談件数)

食品安全委員会

中国産食品に関する相談件数 1件(16時現在)

厚生労働省

輸入食品に係る相談件数 7件(16時現在)

うち、冷凍ギョウザ 3件

農林水産省

輸入食品に係る相談件数 3件(14時現在)

国民生活センター

中国産ギョウザ問題に係る健康被害相談 0件(16時現在)

農林水産消費安全技術センター

加工食品等に係る相談件数 10件(14時現在)

(社)日本冷凍食品協会

消費者が保有している冷凍食品に係る相談 3件(14時現在)